（別添３）

令和８年度洋上風力発電に係る鳥類等の飛翔状況の継続的な調査手法の実証委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表

委員名：　　提案者名：

企画書 作成項目	審査項目	審査基準	配点	採点
業務の具体的実施手法について（様式A）	（業務の骨子）２.（２）	カメラの選定及び設置について、（業務の骨子）２.（２）に記載した内容を踏まえた手法の提案がされているか。また、性能と費用面のバランスからカメラ選定が妥当か、設置方法が実現可能であり、モニタリングの結果が十分得られるか。	15	
	（業務の骨子）２.（３）	鳥類やコウモリ類のブレードへの接近・接触の映像記録について、（業務の骨子）２.（３）に記載した内容を踏まえた評価手法の提案がされているか。また、得られる映像の質とデータ量が相対的に優れているか。	15	
	（業務の骨子）２.（４）	風力発電設備の稼働状況及び気象状況等の基礎情報の記録について、（業務の骨子）２.（４）に記載した内容を踏まえた評価手法の提案がされているか。	5	
業務実施計画（様式B）	業務進捗計画	業務にあたって現実的かつ合理的なタイムスケジュールとなっているか。	10	
	資金計画（価格及び積算内訳）	業務を実施するにあたって適切な資金計画が提案されているか。 令和８年度業務、令和９年度業務における積算内容が妥当なものであるか。（令和８年度は予算額、令和９年度は予算見込み額（企画競争説明書に記載）を超過する場合は不合格とする。）	10	
業務実施フロー （様式C）	業務遂行の確実性	業務が無理なく実施できるかどうかについて評価する。	10	
業務実施体制（配置予定管理技術者） （様式D－１）	経歴・実績等	管理技術者が、業務を実施できるだけのこれまでの業務実績・資格・能力があるか。	5	
	手持ち業務量	管理技術者が、本事業の実施にあたり、必要かつ十分な業務エフォートを確保できるか。	5	
業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等） （様式D－２）	人材配置・役割分担	業務あたって適切な人員配置がなされているか。	5	
組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況 （様式E）	事業者の経営における主たる事業所における第三者認証による環境マネジメントシステムの認証取得	事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）での IS014001、エコアクション 21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。	5	
組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 （様式F）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、ユースエール認定等）の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当す	5	

	る各認定等に準じて加点する。 ○女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定・えるぼし認定等） ・プラチナえるぼし（※1）　5点 ・えるぼし3段階目（※2）　4点 ・えるぼし2段階目（※2）　3点 ・えるぼし1段階目（※2）　2点 ・行動計画（※3）　1点 ※1　女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2　女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3　常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定） ・プラチナくるみん認定　4点 ・くるみん認定（新基準※4）　3点 ・くるみん認定（旧基準※5）　2点 ・トライくるみん認定　2点 ※4　新くるみん認定（改正後認定基準（令和7年4月1日施行）により認定） ※5　旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第 2 条第4項の経過措置により認定） ○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定）　4点		
合　計		90	

注）1．企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
2．積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の１／２以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	15点満点の場合
・秀	5点		
・優	4点		
・良	3点	×2	×3
・準良	2点		
・可	1点		
・不可	0点		